

重要なお知らせ

「非常事態宣言」発令後の技術支援業務について

令和3年1月12日

岐阜県では、新型コロナウイルスのこれ以上の感染拡大を防止するため、県独自の「非常事態宣言」を令和3年1月9日に発令し、県民の皆様に対して「リスクを伴う飲食の自粛」、「不要不急の外出自粛」、「県をまたぐ不要不急の移動自粛」などをお願いしております。

これを受けて、当所といたしましても、感染リスク低減のため、できる限り対面による対応を控えるなどの対策を講じたうえで、各種の技術支援業務を継続してまいります。当所をご利用の皆様には何かとご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当所をご利用される皆様へのお願い】

○技術相談

- ・できる限り来所をお控えいただき、電話・メール等による相談をお願いします。
- ・Zoom などによる相談にも対応しております。各担当にご相談ください。

○依頼試験

- ・電話・メール等による事前の打合せをお願いします。事前打合せが無い場合はお受けできません。
- ・来所いただかなくても、郵送・宅配などで試料を送付いただければ、実施できる試験もあります。各担当にご相談ください。
- ・感染リスクが高まる3条件（密閉・密接・密集）が揃う場を回避するため、職員との面談や立ち合いを伴う利用はお断りする場合があります。

○開放機器利用

- ・電話・メール等による事前の打合せをお願いします。事前打合せが無い場合はお受けできません。
- ・感染リスクが高まる3条件（密閉・密接・密集）が揃う場を回避するため、職員の立ち合いや機器説明を伴う利用はお断りする場合があります。

○セミナー・講習会等

- ・できる限り対面による開催を控え、オンラインでの開催とさせていただきます。
- ・機器操作実習などの対面による実施が避けられない場合は、少人数での開催とし、受講者に対してマスクの着用、手指消毒、身体的距離の確保など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

【来所される皆様へのお願い】

- ・来所される際には、必ず事前にメールや電話で各担当者にご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳、倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある方は、来所をお控えください。
- ・来所される場合には、必要最小限の人数としてください。
- ・来所される場合には、マスクの着用、手指消毒、身体的距離の確保など、基本的な感染防止対策にご協力いただきます。
- ・受付において、検温および健康状態の確認をさせていただきます。発熱や咳、倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある方は、入所をお断りします。